

令和6年度

平戸市図書館システム更新業務実施要領
(変更後)

令和6年6月

平戸市

1 趣旨

公共図書館は、市民に最も身近な情報拠点としてさまざまな情報の収集と保管・管理を行い、幅広く供する重要な役割を担っている。

平戸市総合計画の「ひとをそだてるプロジェクト」の基本施策の一つである、「生涯学習・社会教育を充実する」の実現に向け、多様化する市民の学習ニーズに対応し、誰もが利用しやすく、資料・情報を迅速に提供する手段として、コンピューターシステムを利用した図書館運営を行っている。現在運用中の図書館システムが令和6年12月末に更新時期を迎えるにあたり、公募型プロポーザル方式により図書館システムの機能要件、価格、構築体制等の企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

平戸市図書館システム更新業務

(2) 目的

- ア 市民サービスの向上に資するシステムの構築
- イ 安定稼働し、質の高いサービスを常に提供できるシステムの実現
- ウ 業務効率の向上及び職員の業務軽減
- エ 経常的経費の削減
- オ 学校図書館との円滑な連携

(3) 内容

平戸図書館、永田記念図書館、南部公民館図書室、生月図書室、田平町中央公民館図書室、大島村公民館図書室及び学校図書館をネットワークで結び、Web検索が可能なシステムを構築する。さらに、令和6年度公共図書館システム更新業務並びに令和6年度学校図書館システム更新業務及び保守に係る提案を行う。詳細については別紙仕様書のとおりとする。

- ア 平戸市図書館システムの基本設計及び詳細設計
- イ 現行の図書館システムからのデータ移行
- ウ 図書館の業務システムの構築
- エ 図書館システムに係る機器導入（一部）
- オ 平戸市図書館システム構築後の試験及び運用に関する助言等
- カ 住民サービスの向上、事務の効率化及びコスト削減に係る提案
- キ 平戸市立図書館ホームページの構築
- ク その他更新に必要な業務

(4) 履行期間

ア 導入作業 契約を締結した日から令和6年12月31日までとする

イ 保 守 令和7年1月1日～令和11年12月31日（60か月）

(5) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

3 プロポーザルに関する事項

(1) スケジュール

内容	日程
公募日及び実施要領の配布	令和6年6月 7日（金）
質問書の提出期限	令和6年6月21日（金）午後6時（必着）
質問に対する回答	令和6年6月28日（金）
参加申込書の提出	令和6年8月19日（月）午後6時（必着）
図書館員へのデモンストレーション（任意）	令和6年7月 8日（月）～8月23日（金）
提案書及び経費見積書の提出	令和6年8月19日（月）午後6時（必着）
プレゼンテーション	令和6年8月28日（水）
審査結果通知	令和6年9月 2日（月）※予定

※日程については、都合により変更する場合がある。

(2) 募集要項等について

募集要項及び仕様書をはじめとする公募に関する資料、様式等については、平戸市ホームページからダウンロードすること。

(3) 質問の受付及び回答

実施要領、提案書、経費見積書等の作成又は提出に関し質問がある場合は、質問書（様式5）を作成し、以下の要領で提出すること。質問書は1項目1枚とする。

ア 提出期間 令和6年6月21日（金）午後6時（必着）

イ 提出方法 電子メールによる。メールアドレス hiradotosho@city.hirado.lg.jp

ウ 回 答 質問に対する回答は6月28日（金）までに平戸市ホームページに掲載する。また、質問の回答内容をもって、本要領の追加または修正をしたものとする。

(4) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和6年8月19日（月）午後6時まで

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、8月19日（月）必着）

ウ 提出資料

- ①参加申込書（様式1） 1部
- ②誓約書（様式2） 1部
- ③会社概要書（様式3） 1部
- ④国税及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し（直近事業年度で提出期限3月以内のもの） 1部
- ⑤プライバシーマーク登録証又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証のコピー 1部

エ 提出先 〒859-5121

長崎県平戸市岩の上町1458番地2

平戸市立平戸図書館

オ 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「平戸市図書館システム更新業務に係る企画提案参加辞退届（様式4）」を提出すること。

カ その他

プロポーザル内容等事前説明は行わない。

(5) 提案書の作成

提案書は、別紙「平戸市図書館システム更新業務仕様書」の定める要件に従い以下の要領で作成すること。

ア 案書はA4サイズとし、ページ番号を付し目次を作成すること。

イ 提案書は30ページ以内（表紙・目次・中表紙を除く）とし製本すること。

ウ 提案書には次の項目を順に入れること。

①会社概要

・創立年月日、代表者氏名、所在地、資本金、従業員数、業務内容等

②導入実績

③システム導入及び開発時の体制

④図書館システム構築に関する考え方

⑤システムの概要

・安定性、信頼性、運用負荷軽減、操作性、将来の拡張性等

⑥データ移行作業について

⑦ホームページに関すること

⑧導入スケジュール

⑨運用支援体制

・新システム稼働後のサポート体制

・障害発生時の体制（システムダウン時、災害を考慮した対策、運用方法）

・保守体制（通常時、緊急時、バージョンアップ時）

⑩セキュリティ体制について

⑪その他

その他本提案書記載内容にない項目であっても、提案業者が記載したいものがあれば記載すること。

エ システム機能要件表は本市が提示したファイルに入力すること。

(6) 見積書の作成

ア 見積もりを求める範囲は次のとおりとする。

①システム構築に必要な経費

②ホームページ構築に必要な経費

③その他導入に必要な経費

④公共図書館システム保守料

※各年度の保守とし、保守期間（令和7年1月1日～令和11年12月31日）にかかる費用を見積もること。

⑤学校図書館システム保守料

※各年度の保守とし、保守期間（令和7年1月1日～令和11年12月31日）にかかる費用を見積もること。

⑥最短5年後のシステム更新時にかかるデータ移行経費（他社に受け渡す際のデータ抽出費。学校分も含む）

イ 見積限度額

令和6年度費用の上限額は12,901千円とする。（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記の金額は、予定価格や契約金額を示すものではない。あくまで、企画提案内容の規模（業務量）を示すためであることに留意すること。

ウ 現システムからのデータ移行にかかる抽出費用については市が負担する。

(7) 提案書及び見積書の提出

ア 提出部数

①提案書

（ア）正本（押印のあるもの） 1部

（イ）副本（押印不要） 10部

②システム機能要件表回答

③経費見積書（様式6）

詳細を明記し、内容がわかるようにすること。詳細については任意様式とする。

イ 提出期限 令和6年8月19日（月）午後6時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、8月19日（月）必着）

エ 提出先 〒859-5121
長崎県平戸市岩の上町1 4 5 8 番地2
平戸市立平戸図書館

オ 注意事項

- ①提出物は返却しない。
- ②提出後の提案書の変更及び差し替えは認めない。
- ③虚偽記載があった場合は失格とする。
- ④本市から提案書及び見積書に対して質問した場合は2営業日以内に電子メールで回答すること。

4 応募に関する事項

- (1) 複数法人共同で応募する場合は、構成員の中から代表を定めること。
- (2) 一つの法人が複数の応募をすることはできない。
- (3) 応募者またはその構成員となる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において次の要件を満たしていなければならない。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
 - イ 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
 - カ プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証を取得していること。
 - キ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ①暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - ④自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑦③から⑥に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ク 平戸市各種契約等における暴力団の排除措置に関する要綱（平成 24 年平戸市告示第 69 号）第 3 条に規定する入札参加排除措置を市から受けていないこと。また、受ける見込みもないこと。

5 審査

- (1) 実施日 令和 6 年 8 月 28 日（水）
- (2) 場 所 平戸市未来創造館 ホール
- (3) プレゼンテーションについて

ア 機能要件の確認が行えるようにすること。

イ 1 者 40 分を割り当て、20 分は質問時間とする。

ウ 順番については事前に担当者から連絡する。

エ 提案にかかる費用及びパソコンは提案者において負担、準備すること。

オ 平戸市図書館システム更新業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対して提案を行うものとし、選定委員会が採点を行う。

(4) 方法

選定委員会において、審査点の合計を基準として、提案書、経費見積書、機能要件等を総合評価し、全体を通して本事業を最も適切に遂行できると判断される業者 1 者を優先交渉権者として選定し、併せて次点も選定する。

6 結果の通知

審査結果は全提案者に書面で通知する。

7 契約に関する事項

優先交渉権者と市が協議し、業務に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、優先交渉権者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、優先交渉権者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととします。

8 留意事項

(1) その他

ア 優先交渉権者の決定をもって、提案書に記載された全内容を承認するものではない。

- イ 優先交渉権者との全てのシステム機能と事業の流れを再認識し、標準機能を採用するものとオプション又はカスタマイズする機能とを明確化し、本市の承認を得ることとする。
- ウ 提出書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の参加に要するすべての経費は提案者の負担とする。
- エ 提案報酬は支払わない。
- オ プロポーザルに関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、平戸市情報公開条例（平成17年10月1日条例第15号）に基づき公開することがある。
- カ 参加者数、参加者名並びに優先交渉権者名及び次点については公表することがある。
- キ 本プロポーザルにあたり、本市の図書館システム更新業務に関するセキュリティ等について知り得た秘密を本業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。
- ク 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- ケ 提出資料等に虚偽記載があった場合は失格とする。

9 事務局

〒859-5121

長崎県平戸市岩の上町1458番地2

平戸市立平戸図書館

TEL 0950-22-4017

FAX 0950-22-3151

E-mail hiradotosho@city.hirado.lg.jp